

## 議会代表質問について（栗東市民ネットワーク）

栗東市民ネットワークからの代表質問について、順次答弁いたします。

まず、1番目の「はじめに」について、のご質問にお答えします。

1点目の情報開示の手法につきましては、ホームページや広報紙はもちろんのこと、公共施設での情報提供、新聞やテレビなどのマスメディアへの情報提供など、多種多様な手法の中から対象にあった方法を選択し組み合わせ、情報提供を積極的に進め、市民の情報入手の機会を高めていきたいと考えています。

また、対話の方法につきましては、パブリックコメントや市民への説明会などの手法を用いて、市が進めようとする施策決定の過程において、市民に積極的な情報提供を行い、行政と市民が同じ情報を共有する中で市民との対話に努めていきたいと考えています。さらに、これまでにも行ってきました「市長への手紙」「市長のこんにちはトーク」「出前トーク」を継続して、市民との対話の機会を作っていく考えであります。

2点目の、「議員力」もまちづくりの力に加えるべきであること、また、議会とのあり方につきましては、議員皆様は公選により議会の構成員となる市民の代表であります。日々、市民の皆様から多種多様なご意見等を聴かれ、議会という場で行政との議論を交わし、表決では市民の立場に立っての真剣な一票を投じておられます。

また、議会は執行機関である市の具体的政策を最終的に決定する意思決定機関であると同時に、その決定した政策等を監視するという大きな使命があることも十分ご承知の通りであります。

このことからも、議員皆様のお力と議会のお力というものは、当然のことながら私が申し上げる「市民力」「行政力」というものの中で構成される力であると認識しております。

次に、2番目の「経済に安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目のトップセールスは、地域経済の活性化を図るために一つの手段であり私自身のネットワークによる目的達成の行動であると考えます。

具体的には、企業トップとの会談による情報の共有化・連携、或いは農産物や特産品のブランド化による消費者へのアピールの強化及び各種キャンペーンでの誘客活動とその内容は

幅広く多種に及ぶものであり、私が先頭に立って遺憾なくリーダーシップを発揮し、目的達成に向け邁進してまいります。

2点目の後継プランの推進につきましては、平成21年10月31日に県とともに、関係自治会住民や地権者にお示した「まちづくり基本構想」いわゆる後継プランのとおり、骨格道路2本、支線道路2本、中央都市下水路、集落間連絡道路2本を基本に、現在、順次基盤整備を推進しているところであります。

インフラ整備につきましては、後継プラン説明会でもご説明いたしましたとおり、今年度から概ね5ヶ年の短期を目標に県とともに実施予定をしております。

ご指摘のとおり、財政事情は大変厳しい状況であります。このことを考慮し、目標に向かって推進にあたってまいります。

3点目の商工業の振興についての質問の内、市中小企業経営実態調査につきましては、現在栗東市商工会に業務委託し調査を進めています。商工会職員15名により、商工会員300社、非商工会員200社を巡回訪問し、年度内にサンプル数300社を目標に調査結果を集計してまいります。この結果を2月に設置いたしました中小企業振興会議での討議資料に活用し、(仮称)中小企業振興基本条例につきましては、中小企業振興会議で議論いただき、来年度のできるだけ早い時期での制定を目指してまいります。

なお、振興会議の構成は、学識経験者の大学教授1名、関係機関として商工会より3名、商店街振興等関係団体より2名、福祉関係団体より1名、行政機関として県職員1名、公募市民2名の10名となっております。

次に、低炭素社会の実現に向けた産業創出や商工業との連携の考え方であります。理念につきましては今後策定する中小企業振興ビジョンに反映すべく、中小企業振興会議において議論いただきたく考えております。

なお、現在栗東市商工会で取り組まれている低炭素都市構築事業につきましては、この委員会に市職員も参画しており、今後実施されるめぐみの森への植樹に市も参加し、さらに綾羽高校の生徒に考案いただいたケーキレシピによる商品の販売には、私がトップセールスとして販売促進に努めブランド化支援を図る等、共に連携して取り組んでまいります。

4点目の農林業に関する施策について、まず農業におきましては、土にふれる楽しみを市民に提供することを目的に、市内5カ所の市民農園を開園しており、また学校教育の中では「たんぽのこ体験学習」事業を実施しております。

本市におきましては、「アグリの郷栗東」、「こんぜの里」の道の駅を地場農産物の販売拠点として活用し、また、栗東駅前での朝市、美之郷営農組合や東坂等での野菜販売も開催されております。JA栗東では「田舎の元気や」新店舗がオープンされましたことから、市内の農産物生産や販売推進に、JA栗東と連携しながら地産地消に取り組んでまいります。

5点目の林業におきましては、森林所有者と市民・企業の連携による普及啓発や森林整備の活動がされ、たいへん心強く感じております。

こうした市民・企業との協働による森林づくりや活動について、私自身も積極的に参加するなど、「全員野球」で、共に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3番目の「子育てに安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目の子育てに関わる取り組み支援策につきましては、市では、平成22年3月に栗東市次世代育成支援行動計画～りつとう子育てプラン～後期計画を策定しました。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定する市町村行動計画で、本市の子育てに関わる支援策を総合的・一体的に推進するための計画であります。同行動計画は、子どもの権利、子どもが育つ家庭づくり、地域における取り組みの3つの視点で策定しました。

～子ども・家庭・地域ともに育つまちりつとう～を基本理念に、子育てに関わる取り組みの支援策として、後期計画の基本目標として掲げた①すべての子どもの権利を尊重するために、②子どもの健やかな育ちを支えあう環境づくり、③子育て家庭にやさしいまちづくり、④子どもの健やかな成長を促す環境づくり、により個別施策を体系付け取り組んでいます。

2点目の民営化の推進と保育サービスの充実につきましては、待機児童対策、乳幼児保育総合化の拡充、延長保育などの特別保育実施園の拡充等に取り組み、本市の保育サービスの向上を目指すものであります。

3点目の栗東西中学校の生徒増につきましては、その伸び具合が鈍化傾向にあり、過大規模校とされる1,000人を超える生徒数に到達する年度が年々先に延びているのが現状であります。

そのため、現状では生徒数がピークとなる時期の予測がつかないことから、対応の決定が

難しい状況にあります。引き続き生徒数の推移を的確に把握し、学区編成審議会の答申を尊重する中で対応を検討してまいります。

次に、4番目の「福祉・健康に安心を」について、のご質問にお答えします。

1点目の在宅介護につきましては、本市では、3年を1期とする介護保険事業計画に基づき事業を実施しております。

この計画には栗東市で利用可能なサービスについて定めており、平成24年度からスタートする第5期計画においてもアンケートによる市民ニーズの反映に努めながら、これまでの介護サービスの利用実績を分析し、3カ年にわたる利用量及びこれに見合う給付量を見込むなかで、居宅サービスも含めた要介護・要支援認定者が安心してご利用いただけるすべてのサービスについての方針を定め、その方針に基づく計画により取り組みます。

2点目の在宅重度障がい者通所生活訓練支援事業につきましては、今後も増加が見込まれる湖南福祉圏域の重症心身障がい者の生活訓練や日中活動の場を確保するために、湖南広域事業として45人定員の通所施設(生活介護事業)を守山市石田町において平成24年4月に開所するために整備を進めています。

今年度においては建物の基本設計・実施設計を実施し、平成23年度は、鉄骨造2階建 延べ床面積1,073.16m<sup>2</sup>の建設工事や備品購入などの整備を進めてまいります。

最後に、5番目の「暮らしに安心を」について、のご質問にお答えします。

市としましては、旧RD処分場が栗東市にあること、地下水汚染があることを踏まえ、これまで様々な取り組みを実施するとともに県に要請してきたところであり、今後は地下水汚染の防止及び市民の安全安心が確保できるよう早期解決に向け、周辺7自治会と調整を図りながら、これまで以上に、県に対して言うべきことは言い、国に対しても、問題解決の重要な局面を迎えるにあたり、特措法の延長等について、あらゆる機会を通して積極的に働きかけてまいります。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからのご質問についての答弁といたします。

なお、教育方針につきましては、教育長からお答え申し上げます。

## 議会代表質問について（栗東市民ネットワーク）

続きまして、教育方針について、順次答弁いたします。

1点目の不登校等に関する調査方法につきましては、毎月各校より不登校児童生徒、不適応児童生徒について出席日数及び各校における支援状況の報告を義務づけています。不適応児童生徒については、当然ながら不登校相当の児童生徒や不登校傾向が見られる児童生徒が含まれています。

2点目の分かりやすい授業の取り組みにつきましては、学習の評価カードを活用し、指導の方法や授業のあり方を振り返ったり、学習の流れや学習のポイントを分かりやすく黒板に書いたり、具体的な物を提示するなど、工夫した授業づくりに努めています。

また、必要により少人数指導加配を配置し、きめ細やかな指導に努めています。

3点目の栗東文化芸術基本計画につきましては、国の文化芸術振興基本法の理念に則り、本市においても平成15年に策定したものです。

この計画では、「今後おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定めるもの」とあり、見直しを行う必要があると考えております。

特に、本市を取り巻く財政状況は大変厳しく、また文化芸術に対する環境も大きく変化しており、こうした状況を踏まえ、各項目について点検を行い、当該計画の見直し作業を平成23年度に開始したく考えております。

次に、ご質問の（仮称）「栗東文化芸術委員会」の設置につきましては、栗東文化芸術基本計画の見直しと併せて平成23年度中に組織の構成員や役割等を整理して立ち上げたいと考えております。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからの教育方針へのご質問についての答弁といたします。

## 議会代表質問（追質問）について（栗東市民ネットワーク）

栗東市民ネットワークからの追質問について、順次答弁いたします。

1番目の「(新) 集中改革プランの説明会」のあり方につきましては、平成20年度に実施した「財政再構築プログラム」では、5月に素案を公表し、8月に小学校区ごとを開催した市民説明会で多くのご意見をお伺いし、10月に成案化しました。今回もさらに多くのご意見を頂戴して、より骨太でバランスのとれた対策案を練り上げができるよう、市民との対話に工夫を凝らしたいと思います。

本市の説明会や懇談会は、情報を総て共有した上で、市民と行政が、子や孫の世代に「健やかでにぎわいのある都市」を引き継ぎたいという同じ願いを持つパートナーとして、これからまちづくりを語り合う場として捉えています。

このことが、「市民力」や「地域力」を育み、幸せを感じられる協働社会につながると確信しています。

2番のご質問につきましては、「『市民力』『行政力』というものの中で構成される力」と申し上げましたのは、市民は「議員力」の源泉であり、その「議員力」が結集されて議会の機能が発揮され、それが「行政力」に繋がっていくものであると考えているものであり、議会と首長は信頼関係のもと、地方自治体の根幹である「二元代表制」による「抑制と均衡」の健全な緊張関係を構築していきたいと考えております。

3番のご質問の企業事業資金貸付金における貸付後10年間で市税収入が50億円見込まれる件につきましては、貸付け時においては、過年度までの実績や貸付け後における見通し等を勘案して貸付けてきたものであります。

当該要件は貸付け時における審査基準であり、契約不履行にあたらないという認識でおりますが、今日まで再三にわたり要件を充足されるよう文書や面談において要請してきました。

また、貸付金返済に関しましては、去る2月18日付けで、最後通告とも言える文書を債務者及び連帯保証人に対して通知しており、それでも返済されない場合は、法的措置を視野に回収にあたります。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからの追質問についての答弁といたします。

なお、教育方針につきましては、教育長からお答え申し上げます。

## 議会代表質問（追質問）について（栗東市民ネットワーク）

続きまして、教育方針についての追質問に順次答弁いたします。

1点目の教育方針に基づく事務事業の進捗並びに評価につきましては、平成20年度より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検と評価の実施が義務付けされました。

このことにより教育委員会においては、点検と評価を実施し、平成21年度分につきましては、9月定例会において文教福祉常任委員会に報告しています。

また、平成22年度の上半期の進捗につきましては、市の目標管理において概ね50%の進捗を達成しています。

これらを踏まえ、平成23年度の教育方針につきましては、事業の精査を行い、変化する社会情勢、経済情勢に伴う教育課題への対応について、方針として策定しております。

2点目のご質問につきましては、不登校児童生徒数や出現率を、不登校問題の深刻さの指標としながらも、その数値の高低に目を奪われることなく、学校に行けない子どもたちとその保護者に、確かな支援が行き届くよう努めてまいりたいと考えています。

不登校は特定の子どもに特定の問題があつて起こるのではなく、どの子にも起こりうるという認識のもと、「学校に行けない、学習ができないという問題解決に、どのようなアプローチが有効かという視点で行われるべきである。」というのが、市としての基本姿勢です。

また、不登校児童生徒にとって、学年が変わる時点や学年途中における担任の交代は、確かに大きなストレスになります。そのため、不登校対応コーディネーターを中心に、旧担任から新担任への細やかな引継ぎを行うとともに、児童生徒支援室とも連携を図りながら、より円滑な引継ぎに努めています。特に、小学校から中学校への進学時には、小中連絡協議会を含め、慎重に引継ぎを実施しています。

また、進級等による環境の変化を、逆に不登校児童生徒の学校復帰への第一歩を踏み出すチャンスととらえ、本人や保護者の意志を尊重しながら、柔軟で適切な対応にも努めています。

3点目のご質問のうち1つ目の「栗東文化芸術基本計画」の見直しに係る委員構成につきましては、この計画はさきらの事業についてのみ定めているものでなく、市の文化芸術全体に関するもので、施設も、さきら、歴史民俗博物館、図書館、文化遺産等と幅広く関わりあ

うことから、委員の人選についても考慮が必要となります。

そこで、委員については、一定学識経験者は必要ですが、さきらに限定せず、広く各施設利用者という観点から、議員ご指摘の多様な主体となる方の参画が必要と考えており、公募も含め選定してまいります。

2つ目の「新しい公共支援事業」につきましては、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分され、NPO等の活動基盤整備等の支援を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取り組みを支援するものであり、6つの事業で構成されています。そのひとつに、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」がありますが、今後さきらの事業に活用できるかどうか、調査・確認をしてまいります。

3つ目の今年度の文化庁モデル事業として実施しましたコミュニティアートプロジェクトにつきましては、多くの団体と協働して栗東の地域の良さが演出され、一定の成果があったものと評価しています。しかし、この事業は単年度のモデル事業という性格から、来年度以降については、補助金採択は難しいと考えています。今後、指定管理料が大幅に削減された中、指定管理者の自主事業としてだけでなく、財源確保も含めて様々な団体や地域との協働により、どのような形態で実施していくか協議してまいります。

以上をもちまして、栗東市民ネットワークからの教育方針についての追質問の答弁といたします。